

分類コード	X - 1 - 1 - 1 - 0 4
保存期間	5年(平成34年12月31日まで)

秋本少安第250号 地第194号
刑企第166号 捜一第258号
平成29年8月14日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置について（通達）
子供の心身に重大な被害を与え、社会に深刻な影響を及ぼす「子供対象・暴力的性犯罪」の出所者による再犯防止については、「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」（平成28年6月29日付け秋本少安第193号、地第203号、刑企第112号、捜一第159号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、刑法等の一部を改正する法律（平成29年法律第72号。以下「改正法」という。）が制定されたことに伴い、今後は、下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 目的

この通達は、子供対象・暴力的性犯罪が、子供の心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、子供対象・暴力的性犯罪の前歴を有する者は再び子供対象・暴力的性犯罪を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、これらの者が、出所後に再び子供対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止し、又は子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置について定めることを目的とする。

2 定義

- (1) 「子供対象・暴力的性犯罪」とは、次のいずれかに該当する罪であつて、被害者が13歳未満の者であるものをいう。
- ア 強制わいせつ（刑法第176条）、同未遂（同法第180条）及び同致死傷（同法第181条）
 - イ 強制的性交等（同法第177条）、同未遂（同法第180条）及び同致死傷（同法第181条）
 - ウ 監護者わいせつ及び監護者性交等（同法第179条）、同未遂（同法180条）及び同致死傷（同法第181条）
 - エ 強盗・強制的性交等（同法第241条第1項）並びに強盗・強制的性交等致死（同条第3項）及び同未遂（同法第243条）並びに常習強盗・強制的性交等（盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第4条）
 - オ 営利目的等略取及び誘拐（刑法第225条）のうちわいせつ目的のもの及び同未遂

(同法第228条)

カ 強制わいせつ未遂(改正法による改正前の刑法第179条)

キ 強姦(改正法による改正前の刑法第177条)、同未遂(同法第179条)及び同致死傷(同法第181条)

ク 集団強姦(改正法による改正前の刑法第178条の2)、同未遂(同法第179条)及び同致死傷(同法第181条)

ケ 強盗強姦、同致死(改正法による改正前の刑法第241条)及び同未遂(同法第243条)並びに常習強盗強姦(改正法による改正前の盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第4条)

(2) 「再犯防止措置対象者」とは、子供対象・暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、4に定める再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして警察庁が登録し、警察本部長(以下本部長という。)に通知した者をいう。

(3) 「再犯防止措置実施警察署」とは、本部長が指定した「再犯防止措置対象者の出所後の帰住予定先を管轄する警察署」をいう。

3 再犯防止担当官等の指定

(1) 再犯防止担当官の指定

再犯防止措置実施警察署の署長(以下「再犯防止措置実施警察署長」という。)は、原則として、警部以上の階級にある者の中から、再犯防止担当官を指定するものとする。

(2) 再犯防止に向けた措置の体制

再犯防止に向けた措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連携を保ち、講ずるものとする。

ア 少年女性安全課長

少年女性安全課長は、再犯防止措置対象者に関する情報を把握するほか、再犯防止に向けた措置に必要な関連情報を集約・分析し、再犯防止に向けた措置について、再犯防止措置実施警察署長を指導する。

イ 再犯防止措置実施警察署長

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置対象者に関する情報の把握等のため所要の体制を確立するとともに、再犯防止に向けた措置をする上で関係を有する警察署長と連携し、再犯防止に向けた措置に当たる。

ウ 再犯防止担当官

再犯防止担当官は、再犯防止措置実施警察署長の指揮を受け、再犯防止に向けた措置及び関係所属との連絡調整に当たる。

4 再犯防止に向けた措置

(1) 所在の確認及び面談

ア 出所後の所在確認

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置対象者の出所予定日が到来した場合(仮釈放者については、仮釈放期間が終了した場合又は保護観察付一部執行猶予者については、当該猶予期間が終了した場合)、速やかに、当該再犯防止措置対象者

が帰住予定先（仮釈放者については、仮釈放期間終了時の住居、保護観察付一部執行猶予者については、当該猶予期間終了時の住居）に居住しているかどうかを確認するものとする。

イ 継続的な所在確認

再犯防止措置実施警察署長は、アにより所在を確認した再犯防止措置対象者が継続して当該住居に居住しているかどうかについて、定期的に確認するものとする。

ウ 対象者との面談

ア又はイの所在確認を行う際は、必要に応じて、当該再犯防止措置対象者の同意を得た上で、同人と面談をするものとする。

(2) 再犯防止措置対象者に係る情報の活用

各警察署長は、子供に対するつきまとい、声かけその他犯罪の前兆ともみられる事案（以下「前兆事案」という。）についての幅広い情報の収集に努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して子供に対する犯罪の発生の未然防止に努めるとともに、子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合は、少年女性安全課と捜査第一課との情報の共有等の緊密な連携に配慮し、迅速な対応を図るものとする。

(3) 再犯防止措置対象者が保護観察に付されている場合における措置

再犯防止措置対象者が仮釈放（更生保護法（平成19年法律第88号）第40条の規定により保護観察に付される。）又は保護観察付一部執行猶予の状態にある場合は、同法第50条の規定により、保護観察所の長に届け出た住居（同法第39条第3項又は第78条の2第1項の規定により住居を特定された場合には当該住居）に居住すること、また、転居又は7日以上の旅をするときは、あらかじめ保護観察所の長の許可を受けることが定められていることから、少年女性安全課長は、当該再犯防止措置対象者の保護観察をつかさどる保護観察所との緊密な連絡に努めるものとする。

(4) 再犯防止措置対象者が転居した場合等に係る措置

ア 再犯防止措置対象者が転居した場合における措置

再犯防止措置実施警察署長は、4(1)ア又はイの所在確認において、再犯防止措置対象者が転居したことが確認された場合であって転居先が判明しているときは、少年女性安全課長を経由して本部長に転居先を報告するものとする。この場合において、転居先が他の警察署管内であるときは、転居先を管轄する警察署の署長は、継続して再犯防止に向けた措置が講じられるよう、3に定めるところに準じ、再犯防止担当官の指定等必要な措置を行うものとする。

イ 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置

再犯防止措置実施警察署長は、4(1)ア又はイの所在確認において、再犯防止措置対象者が居住していないことが確認された場合（居住しているか否かが不明である場合を含む。）は、少年女性安全課長を経由して本部長にその旨を報告するものとする。

この場合において、本部長から再犯防止措置対象者が所在不明となった旨の通知を受けた各警察署長は、当該再犯防止措置対象者に係る情報の収集を行うものとする。

5 登録の解除等

警察庁では、再犯防止措置対象者が出所後、性的犯罪により再検挙されずに一定期間経過したときは、あらかじめ本部長が登録の継続を求め、かつ、警察庁が相当と認めたもの以外は、当該再犯防止措置対象者の登録を解除することとしていることから、再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置対象者に再犯のおそれがあると判断した場合は、本部長に登録の継続を求めるものとする。

6 再犯防止に向けた措置実施上の留意事項

(1) 再犯防止措置対象者の更生への配慮

再犯防止に向けた措置に当たる者は、再犯防止に向けた措置が再犯防止措置対象者の更生、社会復帰等にとって妨げとならないよう、厳に配慮しなければならない。

特に、再犯防止措置対象者が出所者であることについては、その事情を知らない再犯防止措置対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮に努めなければならない。

(2) 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

7 警察署間の連携等

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止に向けた措置をする上で関係を有する他の警察署の協力が必要な場合は、少年女性安全課長を経由して、当該関係を有する警察署の署長に協力を依頼するものとする。

8 関係機関・団体との連携

再犯防止に向けた措置に当たっては、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他関係機関・団体との連携に努めるものとする。

9 子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯した者に係る措置の特例

警察署長は、子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯し、懲役又は禁錮の刑を執行された者であって、当該犯罪の動機、手口その他の状況からみて、再犯防止措置対象者と同様の措置を講ずる必要性が高いと認める者について、本部長に対し、再犯防止措置対象者としての登録の必要がある者として報告するものとする。